

加入していますか？ 労働保険

11月には「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は労働保険に加入する必要があります。

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。(農林水産の一部の事業は除きます。)

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に災害にあった場合、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業等給付を支給したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

成立手続きを怠った場合は

事業主が**故意**または**重大な過失**により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。(労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度)

① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)

② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続きについて労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

↓

事業主が**故意**に手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を事業主から徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合

↓

事業主が**重大な過失**により手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の 40%を事業主から徴収

<費用徴収の実施例>

A 社では、いままで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払いが負担になることから、労災保険の成立手続きを行っていませんでした。

ところが、先般、従業員 B(賃金日額 1 万円)が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われました。

A 社について、労災保険の成立手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となった時から 1 年を経過してなお手続きを行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わなかったものと認定され、保険給付額の 40%の金額が徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000 円(労働者の賃金日額)×1,000 日分)×40% = 4,000,000 円

事業主は、正社員、アルバイト、パートなどの労働者を一人でも雇ったら労働保険の加入義務があります。

労働保険の加入手続きには、①事業主が労働基準監督署に直接行う方法と②労働保険事務組合に委託して代わりに行ってもらう方法があります。

労働保険は、労働災害等から大切な労働者・家族を守るだけでなく、会社(事業主)を守る保険でもあります。

労働者を一人でも雇ったら、①労働基準監督署または②労働保険事務組合で加入手続きを行ってください。